

令和5年5月2日

保護者 様

県立高田南城高等学校長  
諸橋 孝二

## 5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、このたび文部科学省より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。

については、学校における感染拡大防止と学びの継続が両立できるよう、下記のとおりといたしますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 出席停止の措置について

##### (1) 出席停止の期間

○「発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」を基準とする。

※無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

##### (2) 取扱いに関する留意事項

###### ○医療機関の許可書等の取得について

これまでどおり、療養期間を経て登校するにあたり、登校許可書等の記入を医療機関に求めない。保護者は「療養解除届」を記入し、生徒が登校する際に提出する。診断時に医師から再度受診の指示があった場合は、それに従うこと。

○濃厚接触者としての特定は行われなかったため、新型コロナウイルス感染症が確認されていない者について、直ちに出席停止の対象とはしない。

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないこと。

#### 【担当】

県立高田南城高等学校  
定時制課程教頭 金山朋宏  
TEL 025-525-5835